

令和7年1月 河北町農業委員会総会（第1回）

令和7年1月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年1月27日（月曜日）午後1時58分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 7 番 堀 和彦 委員 8 番 安部 敏明 委員

日程第2 議案の審議

報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

定刻前でございますけれども、皆様お揃いになりましたので只今より令和7年1月の河北町農業委員会総会を始めます。初めに、後藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様でございます。春めいた天候が続いて今年の農作業も不安な点も出てきました。東北の方々は連日除雪がでているそうです。また青森のほうではリンゴの枝折れの被害が出ているようです。まず心配な今年の天候でないかなと思っております。2月入りますと地域計画の報告あるいは意見聴取でございます。皆さんにはまたご負担をおかけするかと思いますけども、各地域、良い報告ができるような取りまとめをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。また3月で農地集積事業が終了しまして4月からは農地に関しては3条の契約と中間管理事業の2本立てとなりますので、その辺も含めてこれから農地の貸借あるいは売買があるかと思いますけどもその辺もお含みおきいただいてご指導のほうをお願いしたいと思っております。それに伴って町でやっていた嘱託登記がなくなります。もし売買が速急に必要の方は急いで農業委員会に申請いただいて今のメリットを教授していただきたいなと思っております。認定農業者のメリットも一つ減る訳でございますけどもその辺も地域の方々にお含みおきいただいてご指導のほうをお願いしたいと思っております。今日案件いっぱいありますけれども皆さんの忌憚のないご意見を賜りながら進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ご苦勞様でございます。

○ 事務局（佐藤局長）

それでは日程に従いまして、会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。7番 堀 和彦 委員 8番 安部 敏明 委員お願いいたします。

早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号85番 所在地 谷地字置揚141、畑、ほか4筆、合計8,323㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後については、引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号86番 所在地 西里字浦田●●、畑、ほか5筆で合計3,382㎡です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、引き続き一部は、●●さんに耕作をお願いし、ほかは自作するとのことです。

次に資料の2ページ、申請番号87番 所在地 谷地字下野●●、畑、ほか2筆で合計2,158

m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、申請番号 88 番 所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑、ほか 1 筆で合計 682 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことですが、あっせん（売買）の希望があります。

次に申請番号 1 番 所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 4 筆で合計 8,273 です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は●●に耕作をお願いするとのことです。

次に申請番号 2 番 所在地 大字溝延字泊川●●、畑、36 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に資料の 3 ページ、申請番号 3 番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、ほか 9 筆で合計 8,074 m²です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 4 番 所在地 大字岩木字岩木東●●、田、ほか 7 筆で合計 4,915 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後はあっせん、売買を希望しております。

以上 8 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ありませんか。

（なし）

なければ次に移ります。報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 4 ページ、報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 1 番、所在地 大字田井字狐原●●、畑、ほか 2 筆で合計 3,067 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に申請番号 2 番、所在地 西里字中嶋●●、畑、1,026 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号 3 番及び 4 番、所在地 谷地字布田●●、田、ほか 1 筆で合計 1,914 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に資料の 5 ページ、申請番号 5 番、所在地 大字溝延字舟戸下●●、畑、726 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、堤防工事に伴うものです。

次に、申請番号 6 番及び 7 番、所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか 1 筆、合計 1,977 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号 8 番及び 12 番、所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、ほか 1 筆、合計 3,880 m²です。所有者 ●●さんの法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の 6 ページ、申請番号 9 番及び 12 番、所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、3,000 m²、1 筆です。所有者 ●●さんの法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 10 番及び 12 番、所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、ほか 2 筆、合計 3,000 m²。所有者 ●●さんの法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、申請番号 11 番及び 12 番、所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、2,651 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約

です。理由につきましては、この後議第3号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、中間管理事業でほかの方に貸すためとのことです。

次に、資料の7ページ、申請番号13番、所在地 谷地字東●●、田、948㎡、1筆です。渡し人●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第3号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

以上13件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様。何か皆さんのほうからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の8ページ、議第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号1番、売買による所有権移転です。所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、1,759㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号2番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字サビ●●、畑、ほか1筆、合計2,282㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号3番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字下野●●、畑、869㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

申請番号4番、売買による所有権移転です。西里字中嶋●●、畑、1,026㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、資料の9ページ、申請番号5番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字霊堂●●、田、496㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 6 番、売買による所有権移転です。所在地 大字吉田字吉田東●●、田、731 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け人の要望ということで、●●さんと●●さんの田 2 筆で 1 枚になっているためです。

次に、申請番号 7 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地荒町東二丁目●●、畑、ほか 1 筆で合計 1,483 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 8 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地中央三丁目●●、田、427 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

以上 8 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。1 番から順次をお願いします。

○ 高橋委員

1 番、現地は雪で確認できませんでしたが、受け人の状況から問題ないと思います。

6 番、説明にもありましたけれども受け人の水口から渡し人の水口に出るということで、非常に作りにくいということで本人からの要望で売買になったもので問題はないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。次 2 番をお願いします。

○ 押野委員

はい、2 番、溝延字サビの農地ですけれども、最上川河川敷の堤防の反対側で現状桃の園地になってます。若木もあって生産性のある圃場になってます。受人に関しては西川町在住ですが天童市の認定農業者に登録するという状況でこれからやっていくということで、サビに関しては私も近くに農地がありますので状況を見ながらやっていこうと思います。特に問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、それでは 3 番をお願いします。

○ 布川委員

先ほど確認してきました。3 番、下野は受人はきちんと農業をやっていて問題ないと思います。あと、7 番 8 番モガミフーズの近くで、両隣はモガミフーズの駐車場で、中央三丁目は値段高いかなとちちょっと思ったところです。

○ 奥山委員

補足でいいですか。7番、受け人はずっと管理収穫していたんです。用途地域内で宅地にも転換できるような土地なんですけど今回買うんだと思います。

○ 議長（会長）

はい、それでは5番お願いします。

○ 木嶋委員

5番、受け人が今までも作業受託で耕作していたところを3条申請したもので問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、それでは4番お願いします。

○ 逸見委員

4番はちゃんと管理されておりましたので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

私からいいですか。2番の●●さんは機械は持っているんですか。

○ 事務局（嶋田）

現在は、スプレイヤー1台と乗用草刈り機を持っております。

○ 議長（会長）

ほかになければ3条申請についてはこのように許可したいと思います。

それでは次に進みます。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の10ページをご覧ください。議第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号1番、売買による転用です。所在地 谷地中央三丁目●●、田、427㎡、1筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、県事業に伴い住宅用地が収用されるため代替え地を購入し住宅を建築するものです。

資料の131ページが案内図になります。河北中央公園の北側に位置します。次の132ページが字切図です。宅地と、田、道路に囲まれた所になります。次の133ページが土地利用計画図となっております。農地に接する法面は、勾配を設けて流出を防ぐ計画です。134ページ、135

ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

申請番号 2 番、使用貸借による転用です。所在地 谷地字十二堂●●、畑、241 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、住宅建築を計画し、交通・生活環境の利便性から申請地を選定し住宅を建築するものです。資料の 136 ページが案内図で、137 ページが字切図になります。す。宅地と、道路に囲まれた所になります。次の 138 ページが土地利用計画図となっております。139 ページ、140 ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告お願いいたします。

○ 木嶋委員

午前中、現地調査行ってきました。1 番の●●さん、隣が中央公園で住宅地としては最適な場所だなと問題ないと思います。

また、十二堂の●●さんですけれども周辺が全部住宅地なので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんから。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に進みます。議第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 11 ページをお開きください。議第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 12 ページの総括表をご覧ください。ここで資料の訂正をお願いいたします。

表の下段、左端の総件数の欄です。1 行目、かっこ内が 357 件、23 件とあるところが 408 件、2 行目かっこ内が 1 件、かっこの下が 3 件、合計 31 件とあるところが 419 件となりますので訂正をお願いいたします。

それでは、総括表ですけれども、賃貸借権の設定が 408 件、うち再設定が 357 件、次に、使用貸借権の設定が 3 件うち再設定が 1 件、所有権移転が 8 件うち利用権が設定されていた件数が 3 件、合計 419 件です。

それでは、資料の 13 ページ、申請番号 1 番から 120 ページの申請番号 409 番につきまして、中間管理事業による賃借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

次に、資料の 121 ページをお開きください。所有権移転になります。申請番号 410 番、所在地 谷地字置上●●、畑、ほか 1 筆、合計 308 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 227,272 円、総額 70,000 円です。

次に、申請番号 411 番、所在地 谷地字下野●●、畑、1,517 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 200,000 円、総額 303,400 円です。

次に、申請番号 412 番、所在地 大字吉田字吉田東●●、田、202 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 300,000 円、総額 60,600 円です。

次に、申請番号 413 番、所在地 大字吉田字吉田東●●、田、1,134 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 300,000 円、総額 340,200 円です。

次に、資料の 122 ページをお開きください。申請番号 414 番、所在地 谷地字布田●●、田、ほか 1 筆、合計 1,914 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 130,616 円、総額 250,000 円です。

次に、申請番号 415 番、所在地 大字溝延字千苅●●、田、866 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 346,420 円、総額 300,000 円です。

次に、申請番号 416 番、所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか 1 筆、合計 1,977 m²、です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 202,326 円、総額 400,000 円です。

次に、申請番号 417 番、所在地 谷地字東●●、田、948 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 200,000 円、総額 189,600 円です。

次に、資料の 123 ページ、使用賃借権の設定になります。申請番号 418 番、所在地 大字岩木字原ノ内●●、畑、ほか 8 筆、合計 2,011 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。

次に申請番号 419 番、所在地 大字田井字狐原●●、畑、ほか 12 筆、合計 12,920 m²です。渡し人は●●さん、受け人は今●●さんです。

以上 419 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、今回かなりの案件ございますけど、何か皆さんの方からご質問あれば。

はい、押野委員。

○ 押野委員

はい、418 番、使用貸借ですけど渡し人と受け人のご関係はどういう状況でしょうか。

○ 事務局（嶋田）

もともと渡し人とほかの方が契約をされていて、令和 6 年 12 月末で満期となったんですが、管理状況があまり良くなかったものですから、推進委員の田川さんが管理耕作するということで、ご親戚とかではないんですけれども、使用貸借での契約になっております。

○ 議長（会長）

ほかに何か。

（なし）

なければこのように決定したいと思います。次に進みます。議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 125 ページをご覧ください。議第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、農地中間管理機構に要請するために審議をお願いするものです。

資料の 126 ページをお開きください。賃借権の設定です。申請番号 1 番、所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 1 筆、合計 4,627 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。所有者不明農地制度による中間管理利用権の設定になります。賃借料は 10 アールあたり 7,000 円、期間は令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間です。

所有者不明農地制度とは、相続放棄など所有者が存在しない農地の賃貸借を設定するための制度になりますが、やまがた農業支援センターで契約期間分の賃借料を契約当初に一括で供託するため、契約期間及び賃借料の変更、解約ができないルールですので、賃借料は今後の変動を見込み 10 アールあたり 7,000 円、期間も中間管理事業では基本 10 年のところ 5 年としております。やまがた農業支援センターと協議のうえ設定しております。

次に、申請番号 2 番、所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか 3 筆、合計 3,549 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。こちらも、所有者不明農地制度による中間管理利用権の設定ということで、賃借料は 10 アールあたり 7,000 円、期間は令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間となっております。

次に、資料の 127 ページ、農用地利用集積等促進計画（案）移転ということで、130 ペまで、農地中間管理事業における借受者の変更となります。内容につきましては、一覧のとおりで、いずれも地区の調整会議で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきたいと思います。

以上 49 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。なかなか相続放棄された農地に関して全筆ではなく一部だとは思いますが、こういうのは売買はできないのか。

○ 事務局（嶋田）

賃貸借だけになります。ただ、樹園地のように樹木やハウス等物件がある農地は対象にはならないです。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ありませんでしょうか。

（なし）

これで総会の方は終了いたします。

午後 2 時 5 2 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
